

市営住宅等指定管理者募集要項
正 誤 表

箇 所	変更前	変更後
募集要項 P 6 2 申請の資格（1）申請の資格 欄について ⑥を項目として追加	⑤市内に本社、本部等が所在すること	⑤市内に本社、本部等が所在すること <u>⑥賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）に基づき、賃貸住宅管理者として国土交通大臣の登録を受けているとともに、賃貸住宅管理法で定める業務管理者を、管理業務の実施場所に置くことが可能である（常駐であることを問わない）こと。</u>